

## 第13回 熊野川の総合的な治水対策協議会 ～ 今回のポイント～

### ① 河川整備基本方針・整備計画

- ・ 国は、基本方針について、年度内に社会資本整備審議会での審議開始を目指す。
- ・ 国や県は整備計画について基本方針策定後に速やかな策定・変更を目指す。

### ② 河道対策

#### <直轄区間>

- ・ 昨年度末で激特事業完了。今年度から緊急対策特定区間に指定し、概ね5年間で、更なる河道掘削を実施。

#### <県管理区間>

- ・ 和歌山県・三重県が、共同して今年度新たに河川整備計画を策定中。
- ・ 整備計画策定後は両県で約10万m<sup>3</sup>の河道掘削を実施予定。
- ・ 奈良県では、5河川8箇所において、昨年度で堆積土砂撤去（災害復旧事業分）を完了。引き続き神納川において、帯工や堆積土砂撤去を実施。

### ③ 発生源対策

#### <紀伊山系砂防事業>

- ・ 特定緊急砂防事業が完了。今年度より新たに「紀伊山系直轄砂防事業」を立ち上げ、引き続き大規模崩壊箇所の流路工等の残工事を実施するとともに山腹崩壊の著しい神納川において平成29年度は砂防堰堤設置の為に工事用道路に着手予定。

#### <林野庁>

- ・ 一昨年度、十津川地区民有林直轄治山事業では、折立区域の復旧を完了。  
紀伊田辺地区民有林直轄治山事業では、菖蒲谷区域の事業を完了、県へ移管。  
平成29年度は、十津川地区の12区域14箇所、紀伊田辺地区の5区域5箇所において、溪間工、山腹工の整備を予定。

#### <奈良県>

- ・ 今年度より、「十津川村杉清小井谷地区」で新たに土砂の発生防止を図る観点から森林整備を予定。

### ④ 工事における濁水対策

- ・ 昨年11月には各機関が実施している工事に伴う濁水対策について共有し、各機関が責任を持って対策に取り組むことを確認。
- ・ 工事に起因する濁水については、平成28年11月～平成29年3月の間において、確認出来ず。
- ・ 今後も継続して、各機関がより有効な工事に伴う濁水対策に取り組むとともに、発注機関として施工業者へ、また、許認可機関として申請許可者へ濁水対策を監督・指導する。また、対策実施内容について、関係機関で共有。

## ⑤ ダム関連対策

## ＜現状＞

- ・ 平成 28 年 11 月から実施中の風屋ダム選択取水施設改築工事の影響（ダム湖の水位低下により、ダム湖底が露出し洗掘され濁水が発生・濃縮したことやダム操作上の制約など）や北山川筋の小雨に伴う河川流量減少の影響もあり、下流の濁度が上昇。
- ・ 汚濁防止膜や沈殿池工などの対策を実施中。

## ＜今後＞

- ・ 二津野ダム下流部での自然浄化作用については、様々な議論があるが、国交省との協議を重ね十津川第二発電所のメンテナンス（H29 年度冬）にあわせ、二津野ダム洪水吐ゲートからの放流を実施し、二津野ダム下流部での効果を定量的に把握予定。  
なお、実施にあたっては、関係機関と十分調整を行う予定。
- ・ 先進事例を調べ対策の効果も勘案し現在の対策をとりまとめており、まずはその対策を着実に進めていくが、今後、更なる濁水の対策（早期排出等）を実施する場合には、副作用として下流への土砂流出の影響を検証しておく必要がある。このため、国交省との協議を重ね、更なる土砂流出の影響について、解析や試験（置き土等）で確認を行う予定。併せて、国土交通省、奈良県、和歌山県、三重県などと連携し環境モニタリングも実施予定。
- ・ ダム湖における濁水対策に関して、広報活動を強化・充実させて丁寧な説明に努める。具体的には、流域行政機関、住民および漁協に対する説明回数や折り込みチラシの配布回数を増やすとともに、説明対象エリアを拡大する。また、インターネットによる情報配信に向け、関係機関で協議を実施予定。